

議案第57号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民票の写し等について自動交付機による交付に係る手数料を減額するとともに、市税その他の公課に関する証明書について自動交付機による交付に係る手数料の額を定め、及び当該手数料を減額する必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（自動交付機による交付の場合の手数料の特例）」を付し、同項中「令和4年10月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「100円」を「10円」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間、別表第1 10の項の規定の適用については、同項中「又は電子情報処理組織」とあるのは「にあつては1件につき10円、電子情報処理組織」と、「1件」とあるのは「1件」とする。

別表第1 10の項中「電子情報処理組織」を「自動交付機による交付の場合又は電子情報処理組織」に改める。

附 則

この条例中附則第2項の改正規定は令和5年4月1日から、同項の見出しを削り、同項の前に見出しを付す改正規定、附則に1項を加える改正規定及び別表第1 10の項の改正規定は令和6年1月1日から施行する。